

平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会社名 大平洋金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 村井 浩介
(コード番号 5541 東京・大阪・名証各 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 庭山 隆夫
(TEL. 03-3201-6681)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 18 年 5 月 22 日付取締役会決議および同年 6 月 29 日付第 80 回定時株主総会（以下「前定時株主総会」という。）における株主総会決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。旧プランの有効期間は、前定時株主総会終結後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、旧プランは、第 81 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の終結の時をもって終了することになります。

そこで、当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本定時株主総会において改めて株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、新たな当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本プランの導入については、当社の特別委員会において全員一致で承認を得ております。

1. 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

(1) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 手続の設定

本プランは、当社株式の 20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前

の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記 3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買取者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買取者以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、約 50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 特別委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記 3.(4)「特別委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

(5) 旧プランと本プランとの相違点

当社は、平成 18 年 6 月に旧プランを導入して以降、旧プランの内容について改善の余地は存しないか、特別委員会の意見を踏まえつつ検討を行ってきた結果、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することとする一方で、旧プランの大幅な見直しを行い、新たに本プランを導入することといたしました。本プランと旧プランとの相違点は多岐にわたりますが、その主な点は次のとおりです。なお、本プランの内容の詳細については、下記 2.「本プラン導入の目的」以下をご参照下さい。

- ・ 旧プランにおいては、特別委員会の権限は主に発動要件の該当性の判断に限定されていたところ、本プランにおいては、発動要件の該当性の判断に加え、買取者との協議・交渉等も特別委員会の権限とされたこと¹。
- ・ 特別委員会の判断に至るプロセスがより詳細に規定され、かつ整備されたこと。
- ・ 特別委員会の権限強化及びプロセスの整備に伴い、プランの発動要件が拡充され

¹ 特別委員会の権限強化に伴い、当社は、新たな特別委員会委員に社外取締役候補者を予定するなど、特別委員会の機能及び客観性の維持・向上に取り組んでおります。

たこと。

- ・ プランに基づき実施される予定の新株予約権無償割当ての内容がより詳細に規定されたこと。
- ・ プランの有効期限が約3年間とされたこと。

2. 本プラン導入の目的

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

(a) 当社の企業価値の源泉

当社は、フェロニッケルを主力製品として、製錬工程において副産物として得られるフェロニッケルスラグの加工品を生産するとともに、フェロニッケル製錬技術を活かしたシステムによりごみ焼却灰などの再資源化システムの事業を行っております。当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専門メーカーとしての独自の製錬技術、およびそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先および原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。

具体的には、①当社は、創業以来、新技術・新製品の開発に取り組むとともに、従業員一人ひとりに製品の品質・コスト管理を徹底させるなどすることで、世界から高い評価を受ける独自の製錬技術を有するに至りました。当社の独自の製錬技術の根幹には、特許的技術その他、個々の従業員の有する高度で熟練を要する技術・ノウハウがあることから、当社がこの製錬技術を維持・改善し、企業価値を向上させるためには、これらの技術・ノウハウを有する人的資産を継続的に確保・育成していく必要があります。

また、②当社は、八戸製造所において、予備還元用のロータリーキルン、世界最大のエルケム式電気炉および低エネルギーコスト化の自家発電装置を保有しております。当社の生産力の根幹には、これらの生産設備があるとともに、この生産設備を効率的に稼働させることを可能にする個々の従業員の技術・ノウハウ、および労使協調という企業文化があります。

さらに、③当社がフェロニッケルの安定的な生産および販売を継続するためには、継続的な販路を維持するとともに、原料調達先等と信頼関係を築くことによって安定的に原料の供給を受ける必要があります。フェロニッケルについては、販売先および原料供給先等は自ずと特定されてくるため、当社が安定的にフェロニッケルを生産・販売し、企業価値を維持・向上させるためには、これらの販売先および原料調達先等との信頼関係を維持し、発展させることが極めて重要です。

(b) 中期経営計画による企業価値の向上の取組み

当社は、平成 19 年度から 22 年度を計画期間とする、中期経営計画「PAMCO-22」を新規に策定し、㊶ニッケル資源調達の長期安定化、㊵大規模設備投資による生産能力の増強・合理化・環境対策、㊴東アジア地域における取引先との連携強化、㊳新規事業の充実に取り組み、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を目指しております。すなわち、当社は、㊶ニッケル資源調達の長期安定化のため、現地原料調達先企業と長期購入契約の維持更新および共同鉱山開発の実施をするとともに、低品位鉱石に対応した湿式製錬技術の確立を図り、㊵電気炉ライン等について適切な設備投資を行うなどにより生産性の向上と環境対策の充実などを図ります。また、㊴中国を視野に入れつつ東アジアのステンレス鋼生産地域に販路を拡大するとともに㊳製錬技術を活用した焼却灰・溶融飛灰処理等の環境事業の充実を図ってまいります。

これらの中期経営計画に定められた諸施策を実行することで、当社は事業の効率性、高収益性を維持・実現することを目標としております。

なお、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、企業体質の充実・強化を図りつつ、新規中期経営計画での利益配分について、連結配当性向 30%を目処に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に対応するとともに、新技術の開発、設備投資、資源確保および資本政策の一環としての自己株式取得等に活用してまいります。

(c) コーポレート・ガバナンス等の強化

当社は、前定時株主総会において、取締役の任期を 1 年に短縮したことに加え、本定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役 1 名を選任する議案を上程する予定です。これにより、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する経営管理機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っていきます。また、当社は、内部統制委員会や、監査室を設置することにより内部統制の強化も図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

(2) 本プラン導入の目的

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が独自の製錬技術や生産能力等を維持・向上させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、技術やノウハウを有する個々の従業員を重視した経営を行うこと、生産設備を効率的に稼働させ高い生産性を維持すること、および販売先や原料調達先等との信頼関係を維持すること等が必要不可欠と考えられ、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保されるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性も否定できないこと等を踏まえ²、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご承認いただくために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。また、当社は、現時点において、具体的な買収の提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷に係る株券等の株券等所有割合⁸およびその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、結果、対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想さ

² 当社の大株主の状況については別紙3をご参照ください。

³ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁷ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁹ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

¹⁰ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

れるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）

- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 買付者等以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書、その他本必要情報および特別委員会から追加的に提出を求められた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、第三者専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限を定めた上（原則として 60 日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として 60 日が経過するまでの間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとし、以下「特別委員会検

討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

買付者等は、特別委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

なお、買付者等は、当社取締役会が本プランの不発動の決議をした場合を除き、特別委員会検討期間が終了するまでは、上記(a)①または②に該当する買付等を開始することはできないものとしします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実および本必要情報その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 特別委員会の勧告

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。特別委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当該勧告等の概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または、買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委

員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の勧告に基づき決定されることとなります。

記

- (a) 上記(1)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供および特別委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社グループの経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買

付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との信頼関係や当社独自の製錬技術等を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式¹¹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)項②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹²、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹³、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁴（以下、(I)ないし(VI)に該

¹¹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 12 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 12 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者

当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することができません¹⁵。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社の

として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

¹⁵ 新株予約権を有する者が3(3)(g)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当

社外取締役等から特別委員会を設置します。特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「特別委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの導入当初の特別委員会の委員は、別紙2「特別委員会委員略歴」のとおりです。

実際に買付等がなされる場合には、上記(1)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(5) 本プランの導入手続

本プランの導入については、当社定款第14条に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただくことにより株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(4)「本プランの導入手続」②の株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成19年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読

社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

み替えることができるものとします。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記 3.(5)「本プランの導入手続」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記 3.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

上記 3.(4)「特別委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、当社経営陣から独立性の高い社外取締役等のみから構成される特別委員会により行われることとされています。これにより当社取締役の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)および上記 3.(2)「本新株予

約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社取締役の任期は、定款において1年とされています。このように取締役任期が短く設定されていることにより、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとし、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

(8) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続および名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社

取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則としてその有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てにより一株あたりの株式の価値の希釈化が生じることはなくなりますので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところから従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予

約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③ 買付者等との交渉・協議
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑥ 本プランの修正または変更に係る承認

⑦ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

⑧ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容および提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書および特別委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

氏 名 松 本 伸 也

略 歴 昭和 59 年 司法試験合格

昭和 62 年 司法修習終了 (39 期)

昭和 62 年 弁護士登録

平成 17 年 4 月 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官

松本伸也氏と当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

氏 名 小 野 直 温

略 歴 昭和 44 年 4 月 弁護士登録、坂上法律事務所勤務

昭和 55 年 4 月 同法律事務所共同経営

昭和 61 年 4 月 小野法律事務所開設(現在に至る)

平成 19 年 6 月 当社社外取締役候補者

小野直温氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

氏 名 有 光 逸 郎

略 歴 昭和 39 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行

昭和 61 年 5 月 同行広島支店次長

平成 2 年 3 月 日本原燃産業株式会社総括推進部部长代理

平成 3 年 6 月 株式会社日本興業銀行計量システム開発部部长

平成 4 年 4 月 社団法人日本経済調査協議会常任参与

平成 4 年 5 月 同法人常務理事・事務局長

平成 12 年 1 月 阪神清和土地株式会社取締役社長

平成 16 年 6 月 当社監査役 (現在に至る)

有光逸郎氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

以 上

大株主の状況

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
新日鐵住金ステンレス株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	20,493,900	10.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,729,000	9.05
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	15,955,961	8.15
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	14,952,216	7.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,950,000	6.10
メロンバンク (常任代理人香港上海銀行 東京支店 カस्टディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,092,475	2.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,729,000	2.41
スタート ストリート バンク アントラストカンパニー (株みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	4,674,792	2.38
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (ゴールドマン・サックス証券会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木六丁目10番1号)	3,620,383	1.84
モルガン・スタンレー・アントラストカンパニー (モルガン・スタンレー証券会社証券管理本部オペレーション部門)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	3,466,118	1.77
計	—	102,663,845	52.44

発行済株式数 195,770,713 株(自己株式 353,711 株含む)